

社会福祉法人 大阪市此花区社会福祉協議会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、大阪市此花区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 区内各地域社会福祉協議会の育成
- (8) 此花区ふれあい銀行に関する事業
- (9) 此花区在宅サービスセンターの設置運営
- (10) 此花区在宅デイサービスセンターの設置経営
- (11) 福祉サービス利用援助事業
- (12) 老人福祉センターの管理運営代行
- (13) 生活に関する相談に応じる事業
- (14) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人 大阪市此花区社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を大阪市此花区伝法3丁目2番27号此花区在宅サービスセンター内に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員7名以上35名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、外部委員2名、監事1名、事務局員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規程するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとすることができます。
- 3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）及び財産目録
並びに事業報告の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 役員等の損害賠償責任の免除又は一部免除
- (12) 法人の解散
- (13) 吸収又は新設合併契約の承認
- (14) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選とする。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が17条に定める定数を上回

る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

（議事録）

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

（役員の定数）

第18条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上14名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、1名以上2名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とする。

4 理事のうち1名以上3名以内を常任理事とする。

（役員の選任）

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。理事及び監事の各候補者の推薦の提案は、別に定める規程に基づいて、理事会が行うこととする。

2 会長、副会長、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

（役員の資格）

第20条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人職員が含まれてはならない。また、監事は相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

（理事の職務及び権限）

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 会長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

5 常任理事は会長、副会長を補佐し、理事会の決議で委任されたもの、その他、会長が付議した事項及び緊急な会務の執行にあたる。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監督し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員にたいして事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬)

第25条 理事及び監事の報酬は、これを支弁しない。ただし、理事及び監事には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第5章 顧問、相談役並びに参与

(顧問、相談役並びに参与)

第26条 この法人に顧問、相談役並びに参与それぞれ若干名を置く。

2 顧問、相談役並びに参与は、理事会の決議を得て、会長が委嘱する。

3 顧問、相談役並びに参与は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。

4 顧問、相談役並びに参与は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

5 任期については、役員の任期に準ずる。

6 前各号のほか、顧問、相談役並びに参与の選任に関する規程は、別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が認めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常任理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。また、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(議長)

第30条 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選とする。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について意義を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 会員

(会員)

第33条 この法人に、会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第8章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第34条 この法人に、部会又は委員会を置く。

- 2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、あるいは会長の諮詢に答え又は意見を具申する。
- 3 部会及び委員会に関する規程は、別に定める。

第9章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 この法人に、事務局長1名を置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。
- 3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第10章 資産及び会計

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産とする。

(1)現金 300万円

(2)建物 大阪市此花区伝法3丁目71番地3所在

鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 1118.62m²

鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 10.80m²

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業財産は、第42条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行

う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

（事業計画及び収支予算）

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般的の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第40条 この法人の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後会長が次の書類を作成し、監事の監査を経てから、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の付属明細書

（3）貸借対照表

（4）資金収支計算書及び事業活動計算書

（5）計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書

（6）財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般的の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に据え置き、一般的の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事並びに評議員の名簿

（3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（4）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもつて終まる。

（会計処理の基準）

第42条 この法人の会計処理状況は、常に明確にしておかなければならない。

2 この法人の会計に関しては法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の処置）

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第44条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第11章 公益を目的とする事業

（種 別）

第45条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、住民が個人の尊厳を保持しつつ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の事業を行う。

- （1）此花区地域包括支援センターの受託経営
- （2）介護予防支援事業
- （3）介護予防事業
- （4）此花区ボランティア・市民活動センターの運営
- （5）生活困窮者自立相談支援事業（相談支援）
- （6）生活支援体制整備事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得なければならない。

第12章 解散及び合併

（解 散）

第46条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議により、大阪市長の認可又は認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属）

第47条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

（合 併）

第48条 合併しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議により、大阪市長の認可を受けなければならない。

第13章 定款の変更

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議により大阪市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届け出なければならない。

第14章 公告の方法、その他

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、社会福祉法人大阪市此花区社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞及びこの法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行規則)

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとし、その任期は、この定款第11条の規定にかかわらず平成6年3月31日までとする。

| | |
|----------|-------|
| 理事（会長） | 木下友義 |
| 理事（副会長） | 小玉行雄 |
| 理事（副会長） | 和田佐市郎 |
| 理事（常任理事） | 児嶋利貞 |
| 理事（常任理事） | 友國主計 |
| 理事（常任理事） | 道瀬諭一 |
| 理事 | 小川居 |
| 理事 | 尾嶋静江 |
| 理事 | 桐野江修策 |
| 理事 | 清水フミ |
| 理事 | 鈴木勲 |
| 理事 | 増永弘明 |
| 理事 | 丸居秀次 |
| 理事 | 山地好男 |
| 監事 | 大島盛雄 |
| 監事 | 梅野仙治 |

附 則

第2条第1項第11号～第15号、第4条、第7条第1項、第3項、第21条第2項は平成6年12月7日 大阪府知事認可

附 則

社会福祉法人定款準則の改正による変更

平成7年1月18日 大阪府知事認可

附 則

社会福祉事業法の改正に伴う所轄庁の変更 第23条、第31条、第33条、第34条

平成9年6月20日 大阪市長認可

附 則

介護保険制度施行による事業名称の変更並びに新設 第2条第1項第14号～17号

平成11年9月16日 大阪市長認可

附 則

大阪市からの委託による事業の新設 第2条第1項16号～18号

平成12年8月11日 大阪市長認可

附 則

社会福祉法人定款準則の改正による変更

平成13年6月21日 大阪市長認可

附 則

大阪市からの委託による事業の新設 第2条第1項16号～17号

平成17年9月30日 大阪市長認可

附 則

大阪市からの指定管理者指定による事業の新設 第2条第1項12号～15号、

大阪市からの委託による事業の新設 第22条第1項、第3項～第5項、第31条第1項1号～5号、第2項、第32条～38条、社会福祉法人審査基準の改正に伴う事業区分の整理による変更 第31条第1項6号

平成20年1月23日 大阪市長認可

附 則

事業追加による変更 第2条第1項11～15号

平成21年12月24日 大阪市長認可

附 則

大阪市からの受託の終了による廃止 第2条第1項12号、事業名称の変更

第2条第1項7号

平成22年6月21日 大阪市長認可

附 則

大阪市からの受託の終了による廃止 第2条第1項11号、第31条1項5号、
事業名称の変更 第2条第1項第10条、役員名称の変更・削除 第8条第1項、
第8条第3項、第9条第3項、

平成25年11月8日 大阪市長認可

附 則

事業追加による変更 第2条第1項13号、表記の変更 12条、第23条、
第37号

事業名称の変更 第31条1項第5号、大阪市からの事業の受託による追加
第31条1項6号

事業廃止による変更 第31条第1項1号

平成28年5月16日 大阪市長認可

附 則

大阪市からの委託による事業の新設 第31条第1項6号

平成29年1月25日 大阪市長認可

平成29年1月25日付けの定款変更施行日は、平成29年4月1日とする。

(平成29年1月25日 大阪市指令福祉船分第192号)

附 則

租税特別措置法第40条適用による変更 第8条、第20条、第44条の追加

令和4年10月24日 大阪市長認可